

地域医療機能推進機構 (J C H O) 環境報告書

平成 28 年度版



環境報告対象範囲

- 対象組織 本部
各地区事務所 (全国 5 ヶ所) ※本部北海道四国地区管理部を含む
病院 (全国 57 施設)
- 期 間 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月
- 担当部署 地域医療機能推進機構本部総務部広報文書課
- 連絡先 住所 東京都港区高輪 3 - 2 2 - 1 2
電話 0 3 - 5 7 9 1 - 8 2 2 0
URL <http://www.jcho.go.jp/>

目 次

I 環境配慮の基本方針

- 1 地域医療機能推進機構（JCHO）環境配慮の基本方針・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 地域医療機能推進機構（JCHO）概要

- 1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 地域医療機能推進機構における環境配慮取組実績

- 1 環境物品等の調達実績の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 省エネ対策への取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・・・・・・・・ 12

I 環境配慮の基本方針

1 地域医療機能推進機構（JCHO）環境配慮の基本方針

（1）エネルギーの推進

エアコンの適正な温度設定を継続します。

温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギーに積極的に取り組みます。

（2）省資源化の推進

コピー用紙の再利用を推進します。

会議の資料は、両面印刷を積極的に活用します。

詰め替え可能製品（リサイクルトナー等）使用を推進します。

個々の職員が節水、節電に努めます。

（3）廃棄物の適正管理と減量化の推進

びん・カン・ペットボトル等の分別回収の徹底をします。

医療廃棄物及び一般廃棄物の適正な管理に努めます。

2 目標・計画

（1）環境物品の調達(グリーン購入)目標達成に努めます。

地域医療機能推進機構（JCHO）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」に基づいて環境物品等の調達を推進するため、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、品目ごとに数値目標を決めて取り組んでいます。また、グリーン購入法に基づく調達方針の基準を満たさない環境物品の調達に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等の環境物品を調達するように努めています。

実績が目標値に及ばない品目については、今後、病院等の運営状況に留意しつつ、環境物品の調達を一層進めてまいります。

（2）省エネ・省資源化を推進し、環境負荷低減に努めます。

事務室内等の適正な温度管理を実施するため、5月1日から10月31日まで軽装を励行しています。

(3) 紙資源の節減に努めます。

役員会等の会議資料については両面印刷、2アップ印刷を推進することにより紙資源の削減に努めています。

(4) 温室効果ガスの排出抑制に努めます。

温室効果ガスの排出を抑制するために実行計画を策定し、平成32年度までに排出量を平成26年度比3.8%削減とする目標を掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

Ⅱ 地域医療機能推進機構（JCHO）概要

理念

我ら全国ネットの JCHO は
地域の住民、行政、関係機関と連携し
地域医療の改革を進め
安心して暮らせる地域づくりに貢献します

キャッチフレーズ

安心の地域医療を支える JCHO

1 沿革

全国の社会保険病院等（社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院）は、これまで、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）が（社）全国社会保険協会連合会、（財）厚生年金事業振興団、（財）船員保険会に運営を委託して医療を提供してきました。

年金・健康保険福祉施設整理機構法の改正（平成23年法律第73号）により、平成26年4月にこれらの病院はRFOが改組されて発足する独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）が直接運営する病院グループとなりました。

リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的としています。

2 事業概要

地域医療機能推進機構（JCHO）は、地域医療、地域包括ケアの要として地域において必要とされる医療・介護の確保を図り、超高齢社会における多様なニーズに応え、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献していきます。

(1) 施設数（平成29年4月1日現在）

病院数：57病院
介護老人保健施設：26施設
訪問看護ステーション：24施設
地域包括支援センター：11施設
在宅介護支援センター：2施設
居宅介護支援センター：29施設
看護専門学校：7校
健康増進ホーム：1施設
研修センター：1施設

(2) 常勤職員数（平成29年4月1日現在）

約25,000名（医師3,000人、看護師13,000人）

(3) 地域医療における医療連携（地域医療支援）の取り組み

地域の病院、診療所との患者の紹介、逆紹介を推進
地域医療連携室、患者相談窓口の強化
地域連携クリニカルパスへの取り組みを推進
地域の病院とCTやMRIなどの高額医療機器の共同利用を推進
地域に開かれた開放型病床の運営
地域の医療従事者及び地域住民に対して研修を定期的に行う

<主な厚生労働省及び自治体の指定・認定施設>

地域医療支援病院 16施設
地域がん診療連携拠点病院 3施設
都道府県が指定するがん診療連携推進病院等 14施設
地域包括支援センター 11施設
地域リハビリテーション支援センター 4施設

(3) 5事業・5疾病

ア 5事業（救急医療、災害医療、へき地医療の支援、周産期医療、小児医療）

(ア) 救急医療

地域住民と地域医療に貢献するために、救急医療に積極的に取り組み、救急患者の受入数の増加を目指します。

- ・救命救急センター 2施設
- ・救急医療提供病院 56施設

(イ) 災害医療

大規模災害が発生した場合には、被災地の実情に応じ、災害発生初期のみならず持続的に支援を行います。

- ・災害拠点病院 14施設
- ・災害支援病院・協力病院・救護病院 13施設

(ウ) へき地医療

へき地を含む医師不足地域への支援について、全国的なネットワークを活かして協力を行います。

- ・へき地医療拠点病院 4施設
- ・へき地診療の支援 17施設
- ・へき地診療所の指定管理者 2施設

(エ) 周産期医療

分娩数、ハイリスク分娩数、母体又は新生児搬送の受入数の増加を目指します。

- ・地域周産期母子医療センター 6施設
- ・ハイリスク分娩を取り扱う病院 15施設

(オ) 小児医療

小児救急患者の受入数の増加を目指します。

- ・小児救急医療（病院群輪番制・夜間休日対応） 23施設

イ 5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）

地域のニーズを踏まえ、各病院においてこれまでの取り組みの充実を行います。

(4) 地域医療、地域包括ケア連携の要となる人材育成への取り組み

地域医療機能推進機構（JCHO）の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパスにより、地域医療機能推進機構（JCHO）が担う医療等に対する使命感をもった職員の確保・育成に努めます。

ア 医師

研修医（初期及び後期）については、地域医療機能推進機構（JCHO）の特色を活かしたプログラムに基づく研修を実施し、質の高い医師の育成を行います。

- ・ 臨床研修指定病院 基幹型 25 施設、協力型 44 施設
- ・ 各専門領域の後期研修実施病院数 28 施設

イ 看護師

看護実践能力及びマネジメント能力をもち、医師など他職種との協働によりチーム医療を積極的に提供できる看護師の育成を行います。

また、病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設の任務に当たる者に対する研修を積極的に行います。

ウ メディカルスタッフ・介護関係職種

メディカルスタッフを始めとする医療・介護関係職種を対象とした研修などを実施することにより、質の高い医療・介護関係職種を育成します。

エ 事務職員

透明性と説明責任のある運営と財政的に自立した経営を行うため、事務職員に対し積極的に研修を行います。

JCHOグループ 施設一覧

病院

名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道病院	062-8618	北海道札幌市豊平区中の島1条8-3-18	011-831-5151
札幌北辰病院	004-8618	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-2-1	011-893-3000
登別病院	059-0598	北海道登別市登別温泉町133	0143-84-2165
仙台病院	981-8501	宮城県仙台市青葉区堤町3-16-1	022-275-3111
仙台南病院	981-1103	宮城県仙台市太白区中田町字前沖143	022-306-1711
秋田病院	016-0851	秋田県能代市緑町5-22	0185-52-3271
二本松病院	964-8501	福島県二本松市成田町1-553	0243-23-1231
うつのみや病院	321-0143	栃木県宇都宮市南高砂町11-17	028-653-1001
群馬中央病院	371-0025	群馬県前橋市紅雲町1-7-13	027-221-8165
さいたま北部医療センター	331-8625	埼玉県さいたま市北区盆栽町453	048-663-1671
埼玉メディカルセンター	330-0074	埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	048-832-4951
千葉病院	260-8710	千葉県千葉市中央区仁戸名町682	043-261-2211
船橋中央病院	273-8556	千葉県船橋市海神6-13-10	047-433-2111
東京高輪病院	108-8606	東京都港区高輪3-10-11	03-3443-9191
東京新宿メディカルセンター	162-8543	東京都新宿区津久戸町5-1	03-3269-8111
東京山手メディカルセンター	169-0073	東京都新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251
東京城東病院	136-0071	東京都江東区亀戸9-13-1	03-3685-1431
東京蒲田医療センター	144-0035	東京都大田区南蒲田2-19-2	03-3738-8221
横浜中央病院	231-8553	神奈川県横浜市中区山下町268	045-641-1921
横浜保土ヶ谷中央病院	240-8585	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	045-331-1251
相模野病院	252-0206	神奈川県相模原市中央区淵野辺1-2-30	042-752-2025
湯河原病院	259-0396	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438	0465-63-2211
山梨病院	400-0025	山梨県甲府市朝日3-11-16	055-252-8831
高岡ふしき病院	933-0115	富山県高岡市伏木古府元町8-5	0766-44-1181
金沢病院	920-8610	石川県金沢市沖町八-15	076-252-2200
福井勝山総合病院	911-8558	福井県勝山市長山町2-6-21	0779-88-0350
若狭高浜病院	919-2293	福井県大飯郡高浜町宮崎87-14-2	0770-72-0880
可児とうのう病院	509-0206	岐阜県可児市土田1221-5	0574-25-3113
桜ヶ丘病院	424-8601	静岡県静岡市清水区桜ヶ丘町13-23	054-353-5311
三島総合病院	411-0801	静岡県三島市谷田字藤久保2276	055-975-3031

中京病院	457-8510	愛知県名古屋市南区三条1-1-10	052-691-7151
四日市羽津医療センター	510-0016	三重県四日市市羽津山町10-8	059-331-2000
滋賀病院	520-0846	滋賀県大津市富士見台16-1	077-537-3101
京都鞍馬口医療センター	603-8151	京都府京都市北区小山下総町27	075-441-6101
大阪病院	553-0003	大阪府大阪市福島区福島4-2-78	06-6441-5451
大阪みなと中央病院	552-0021	大阪府大阪市港区築港1-8-30	06-6572-5721
星ヶ丘医療センター	573-8511	大阪府枚方市星丘4-8-1	072-840-2641
神戸中央病院	651-1145	兵庫県神戸市北区惣山町2-1-1	078-594-2211
大和郡山病院	639-1013	奈良県大和郡朝日町1-62	0743-53-1111
玉造病院	699-0293	島根県松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560
下関医療センター	750-0061	山口県下関市上新地町3-3-8	083-231-5811
徳山中央病院	745-8522	山口県周南市孝田町1-1	0834-28-4411
りつりん病院	760-0073	香川県高松市栗林町3-5-9	087-862-3171
宇和島病院	798-0053	愛媛県宇和島市賀古町2-1-37	0895-22-5616
高知西病院	780-8040	高知県高知市神田317-12	088-843-1501
九州病院	806-8501	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	093-641-5111
久留米総合病院	830-0013	福岡県久留米市榎原町21	0942-33-1211
福岡ゆたか中央病院	822-0001	福岡県直方市大字感田523-5	0949-26-2311
佐賀中部病院	849-8522	佐賀県佐賀市兵庫南3-8-1	0952-28-5311
伊万里松浦病院	849-4261	佐賀県伊万里市山代町立岩417	0955-28-3100
諫早総合病院	854-8501	長崎県諫早市昌東町24-1	0957-22-1380
熊本総合病院	866-8660	熊本県八代市通町10-10	0965-32-7111
人吉医療センター	868-8555	熊本県人吉市老神町35	0966-22-2191
天草中央総合病院	863-0033	熊本県天草市東町101	0969-22-0011
南海医療センター	876-0857	大分県佐伯市常盤西町11-20	0972-22-0547
湯布院病院	879-5193	大分県由布市湯布院町川南252	0977-84-3171
宮崎江南病院	880-8585	宮崎県宮崎市大坪西1-2-1	0985-51-7575

正式名称は「独立行政法人地域医療機能推進機構+名称」となります。

本部・地区事務所

名称	郵便番号	住所	電話番号
本部	108-8583	東京都港区高輪3-22-12	03-5791-8220
本部北海道四国地区管理部	108-8583	東京都港区高輪3-22-12	03-3445-0810
東日本地区事務所	108-0074	東京都港区高輪3-22-12	03-3445-0800

東海北陸地区事務所	457-0866	愛知県名古屋市南区三条1-1-10 中京病院健康管理センター内	052-698-2283
近畿地区事務所	553-0003	大阪府大阪市福島区福島4-2-78 大阪病院別館3階	06-6448-8680
九州地区事務所	806-8501	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-8-1 九州病院内	093-641-9744

Ⅲ 地域医療機能推進機構における環境配慮取組実績

1 環境物品等の調達実績の概要

(1) 平成28年度の取組

地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）では、環境負荷低減のため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨に則り、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を策定し、品目ごとに数値目標を決めて取り組んでいます。

(2) 特定調達品目の調達状況

平成28年度特定調達品目の調達状況は下記のとおりです。病院へ周知をする数値目標を達成したのは調達物品269品目のうち42品目（全品目数の16%）であり、目標を概ね（目標値の80%以上）達成することが出来たものを加えると、269品目のうち105品目（全品目数の39%）となりました。

分野	目標値	環境物品等 調達品目	目標達成 (100%) 調達品目	概ね目標達成 (80%以上) 調達品目	概ね 目標達成率
電子計算機	100%	4品目	0品目	4品目	100%
IT-ITソリューション等	100%	3品目	2品目	2品目	67%
照明	100%	5品目	0品目	5品目	100%
消火器	100%	1品目	0品目	1品目	100%
防災備蓄用品	100%	10品目	3品目	7品目	70%
合計	-	269品目	42品目	105品目	39%

※達成率の高い分野を掲載した。

(3) 目標を達成していない物品等

調達方針の基準を満たす物品等が調達できなかった理由は、中期計画に定めた収支率100%以上を達成するために機構全体で経費削減に取り組んでいる中で、主として当該物品の調達費用が割高なため、調達を断念したことによります。また、調達を要する物品の仕様により対応する製品が製造されていない等の理由から入手出来なかったこともありました。

(4) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

調達方針の基準を満たさない環境物品の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するように努めました。

2 省エネ対策への取り組みについて

世界的に地球温暖化対策が求められている中で、京都議定書の締結（平成14年6月）により我が国でも温室効果ガスの6%削減が義務付けられており、また平成21年4月に省エネ法改正も施行されました。

このような状況を踏まえ、地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）では、温室効果ガスの排出抑制に効果のある省エネ対策を積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

エネルギー使用量を抑える省エネ対策の取り組みも必要であると考えており、地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）ではエネルギー使用量等の削減のために、本部、地区事務所、各病院で省エネ対策に取り組んでいます。

主な取り組み

- ・ 蛍光灯の間引きとＬＥＤ電球への交換による電力使用量削減。
- ・ エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- ・ 人の居ない部屋の消灯やエアコンのＯＦＦをこまめに行う。
- ・ 冷暖房は適正な温度設定を保つ。
- ・ コピー用紙は再生紙を購入する。
- ・ ミスプリントのコピー用紙は廃棄せず、裏面を再利用する。
- ・ 2アップ、両面コピーを励行する。
- ・ 節水に努める。
- ・ 文房具等、詰め替え用の商品を優先して使用している。
- ・ 夏季は軽装を実施している。

この他にも更なる省エネルギーの推進を図るべく、電力消費の削減に効果のある定時退庁日の導入もしております。

3 温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定

(1) 温室効果ガス排出の抑制のための実行計画について

地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）においては、「独立行政法人地域医療機能推進機構における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、実行計画の期間中（平成26年度～平成32年度）、毎年度、実行計画の取り組み状況について環境報告書等で公表することとしています。

(2) 温室効果ガスの削減に目標達成のための排出抑制対策

地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）は、近隣の医療機関や患者、広くは国民のニーズに応えるために、温室効果ガスの削減は容易ではありませんが、平成26年度比で平成32年度までに温室効果ガスの総排出量を概ね3.8%削減することを目標とし、達成に向けて各施設の実状に応じて以下の排出抑制策に取り組んでいくこととしています。

ア 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(ア) 低公害車(ハイブリッド、電気、燃料電池自動車等)の導入

- ① 初期投資費用に考慮しつつ、低公害車比率を高めていくものとする。
- ② 自動車の買換えについては、使用実態を踏まえ必要最低限度の大きさの車を選択することにより、温室効果ガスの排出量の少ない自動車を選択する。

(イ) 自動車の効率的利用等

a 自動車の効率的利用

- ① 本部、各地区事務所及び各病院は、それぞれ所有する自動車一台ごとの走行距離、燃費を把握し、燃料の使用量の調査を実施する。
- ② アイドリング・ストップのため、待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を励行する。
- ③ 利用する自動車について、電子料金徴収システム（ＥＴＣ）車載器、道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）の設置を推進し、交通渋滞緩和に努める。
- ④ 燃費向上の為、タイヤ空気圧調整などの定期的な自動車の点検、整備の励行を図る。
- ⑤ カーエアコンの設定温度は、施設内における設定温度（冷房の場合は28度

程度、暖房の場合は19度程度)を踏まえて、業務に支障のない範囲内で適正な温度の設定を行う。

- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利用する。

b 所有する自動車の台数の見直し

自動車について適切な台数を保有するよう努める。

(ウ) エネルギー消費効率の高い機器の導入

初期投資費用について考慮しつつ、エネルギー消費の多いOA機器及び蛍光灯などの照明器具を省エネルギー型のものに切り替え、使用頻度の少ないOA機器のプラグはこまめに抜いて業務に支障無い範囲で待機電力を削減するよう努める。また既存の水栓については、節水コマや吐出口に節水器具を取り付けることで節水を図り、洗浄便座については省エネルギーモードがある場合にはその設定により、使用面での改善を図る。

(エ) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙等の用紙類の年間使用量の削減に努める。
- ② 会議用資料について可能な限り両面印刷、両面コピー、2アップ印刷を実施し使用量の削減を図る。
- ③ 不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書)については、印字内容を点検し、情報漏えいに留意の上、再使用、再生利用の徹底を図る。

(オ) 再生紙などの再生品の活用

a 再生紙の使用

コピー用紙、罫紙、トイレットペーパー等の紙製品については、再生紙の使用を推進する。

b 再生品の活用

再生材料から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進する。

(カ) HFC(※1)の代替物質を使用した製品の購入、使用の推進等

a HFC(※1)の代替物質を使用した製品の購入、使用の推進

施設内の冷蔵庫、空調機器等の更新に当たっては、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限りHFC(※1)代替物質を使用した製品や、H

F C（※1）を使用している製品を選択せざるを得ない場合は、地球温暖化への影響のより小さい機器の導入に努める。

※1 H F Cとは…ハイドロフルオロカーボン。フロン代替物質としてエアコンなどの冷却剤などに用いられるが、強い温室効果を持つ。

b 電気設備の遮断器・開閉器等からのS F 6（※2）の回収、破壊の推進

電気設備の遮断器・開閉器等を撤去する際には、S F 6（※2）が使用されていないか確認して、使用されている場合には、当該品について原則として専門業者による回収、破壊を行う。

※2 S F 6とは…六フッ化硫黄。絶縁材などとして使用されている化学物質で温室効果を持つ気体の一つ。

c エアゾール製品（塗料・消臭剤等）を使用する場合には、安全性に配慮し、必要不可欠な用途を除いて、ノンフロン系製品の使用を推奨する。

（キ）その他

a その他温室効果ガスの排出の少ない製品の選択

① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品の調達が推進されるよう、製品の仕様の事前確認を行う。

② 環境ラベルや製品の環境情報を纏めたデータベースなどを活用し、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の調達を推進する。

③ 現に使用しているボイラー、冷温水発生機で複数の燃料（重油、灯油、都市ガス）が利用可能な場合は、初期投資費用について考慮しつつ、温室効果ガスの排出の相対的に少ないものを選択、使用するよう努める。

④ ボイラー、冷温水発生機の更新・改修に当たっては、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り都市ガス又は電気のように温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう努める。

⑤ 省エネルギー診断の結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために、可能な限り設備・機器の導入、改修の実施に努める。

⑥ 再生材料から作られた物品や詰め替え可能な製品（リサイクルトナー等）など、温室効果ガス排出抑制に寄与する製品の使用を推進する。

b 製品の長期使用

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、可能な限り再使用に努める。

c エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

施設内の自動販売機については、エネルギー消費のより少ない機種への変更を促し、また、設置台数を見直し、適切な配置を促す。

イ 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(ア) 既存の建築物における省エネルギー対策の推進

既存の建築物について、エネルギー使用状況の診断を実施するよう努めることとし、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り省エネルギー化が図られる設備・機器の導入、設備改修を行う。

(イ) 温室効果ガスの排出の抑制に資する建設資材の選択の推進

- ① 建築物の断熱性能向上のため、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドア等の使用を推進する。
- ② 損失の少ない受電用変圧器の使用を推進する等設備におけるエネルギー損失の低減に努める。
- ③ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討する。
- ④ 廃棄物等から作られた再生品の建築資材の使用を推進する。

(ウ) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備については、初期投資費用について考慮しつつ、高効率エアコン等の温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に可能な限り努める。
- ② 初期投資費用について考慮しつつ、環境負荷の少ない新エネルギー発生装置である、太陽光・太陽熱発電、風力発電、燃料電池、バイオマスエネルギー等の導入を検討する。

(エ) エネルギーの有効利用

費用について考慮しつつ、コージェネレーションシステム（※3）等の廃熱利用によりエネルギー使用の合理化を図ることができる設備の導入に努める。

※3 コージェネレーションシステムとは…1つのエネルギー源から電気や熱等2つ以上のエネルギーを取り出して利用するエネルギー供給システムのこと。例えば、エンジンやタービンなどによって発電機を動かして電気を作り、その際に排出される熱（排ガスや冷却水の熱）を同時に回収、冷暖房や給湯などに利用。

(オ) その他

- ① 定格出力が大きく負荷の変動があるポンプ、送風機等について、インバータ装置の導入に努める。
- ② エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて導入を検討する。
- ③ 照明器具に反射板を取り付けることにより照明の照度の向上に努める。
- ④ 白熱灯、蛍光灯から LED 照明器具への切替えを図る。
- ⑤ 屋外照明器具は、照明効果の高い適切な照明機器の選定や、人感、明暗センサーの設置を推進する。
- ⑥ 二酸化炭素の削減を図るため、投資費用と維持費を考慮しつつ、敷地内の緑化を推進する。

ウ その他の事務・事業に当たっての配慮

(ア) エネルギー使用量の抑制の推進

- ① 施設内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を、事務及び事業に支障のない範囲内でできる限り実施するよう、空調設備の適正運転を行う。
- ② 夏季における建物内での服装について、クールビズを励行する。また、冬季における建物内での服装について、ウォームビズを励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の解放禁止を徹底する。
- ④ 発熱の大きい OA 機器類の配置を工夫する。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間における照明も、業務上最小限の範囲外は消灯する。
- ⑥ 職員に対して、直近階への移動の際の階段利用を奨励する。

(イ) 電力の購入契約における温室効果ガス排出削減への配慮

複数の電力供給会社がある場合、環境配慮契約法（※ 4）に配慮した供給会社との売買契約に努める。

※ 4 環境配慮契約法とは「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年 5 月 23 日施行）の略称。病院施設等で使用する電気の購入や改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定することの推進を求めている。

(ウ) ゴミの分別

- ① びん、カン、ペットボトル及び廃プラスチック類の分別回収を積極的に実施する。
- ② 分別回収ボックスを適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダーの器具を外して分別回収するよう努める。

エ 職員に対する情報提供の推進

- ① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する取り組みについて、情報提供を行う。
- ② 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移すよう努める。
- ③ 環境物品の調達の推進を図るための方針に基づき、環境保全に配慮した取り組みを進める。

省エネ法に基づいて計画し、平成28年度に実施した省エネルギー対策整備は、以下のとおりです。

- ・熱源冷温水発生器の更新
- ・手術室用空冷チラーの更新
- ・空冷ヒートポンプモジュールチラーの更新
- ・簡易貫流蒸気ボイラーの更新
- ・冷却水ポンプの更新
- ・パッケージエアコンの更新